

Qualifying &
Life Member



MDRT®

オフィス **ASADA**

代表 麻田 春江

茨城県取手市井野台 1-7-28 〒302-0015

T E L : 0297-72-2401 FAX : 0297-72-6217

携 帯 : 090-8720-8591

E-mail : officeasada_h@ybb.ne.jp

U R L : http://www.officeasada.com



平成 25 年 4 月 第 40 号

オフィスASADA通信のご案内

今年は、桜の花が思いのほか早く咲きました。「入学シーズンに桜がないと寂しいなあ〜」と心配していましたが、なんと！気温が急激に下がり桜の花は散らずに、この時期までジーと待っていてくれました。入園・入学・入社の際には桜があるのが日本の文化ですから。良かった！！

今月のテーマ

- I、「オフィス ASADA セミナー」の報告と次回開催予告
- II、教育資金一括贈与の非課税措置について
- III、110 万円の基礎控除（非課税枠）による生前贈与



I、オフィス ASADA セミナーの報告と次回開催予告

平成 25 年 3 月 10 日に「**第 1 回オフィス ASADA セミナー**」を開催いたしました。日本易学連合会とのコラボレーションです。人数を限定して行ったところ、結果は全員の方からご好評を頂きました。テーマは「かしこいお金の活かし方」ですが「相続問題」「お金がたまる方法」「知って得する今どき知識」等を盛り込んだ内容でした。易学連合会からは、理事の荻原加夏美先生に鑑定して頂き、こちらも皆 ビックリ・笑顔・笑顔でした。ティータイムも大変楽しいひと時でした。

次回は 5 月 19 日（日）13：15 受付（無料）

開催時間：13：30～16：50

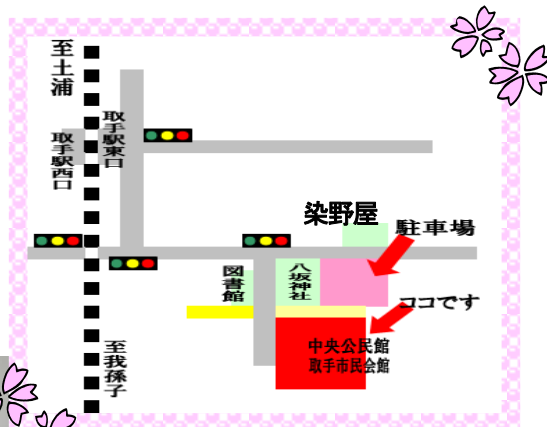
場 所：取手市福祉会館 3 階会議室 E

住 所：取手市東 1 丁目 1 番 5 号

電 話：0297-73-3251

申し込み先：オフィス ASADA

0297-72-2401 又は 090-8720-8591

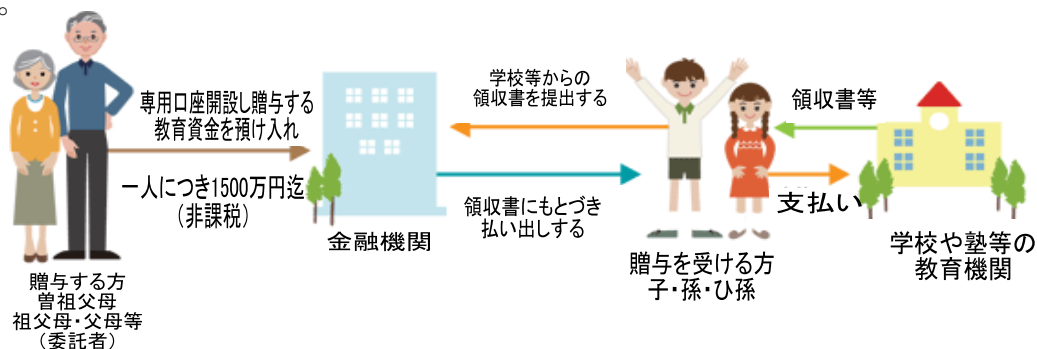


易学連合会理事の
羽田昌仙先生が手相による
鑑定をさせていただきます。
美味しいお茶とお菓子も
あります。



II、教育資金一括贈与の非課税措置について

- ◆ 祖父母など（受贈者の直系尊属）が子や孫（30歳未満）に**学校などに支払う教育資金を一括して贈与する場合、受贈者ごとに1500万円（学校など以外に支払われる金銭は500万円）**まで贈与税が非課税になる措置が25年度税制改正で創設されました。
- ◆ 期間は限定されており **25年4月1日から27年12月31日まで**に拠出し金融機関等に預け入れたもの（新たに子や孫の名前で専用口座を開設したものに限りです）。
- ◆ 口座などは子や孫が30歳に達する日に終了します。
- ◆ 30歳に達した時点で口座に**残額がある場合は贈与税が課税されます。**
- ◆ 非課税となる教育資金とは、入学金・授業料・保育料・修学旅行費などです。
- ◆ **学校などとは**、幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校、各種学校や外国の教育施設、認定こども園、保育所などです。
- ◆ **学校など以外とは**、学習（学習塾、家庭教師、そろばん塾等）スポーツ（スイミングスクール、野球チームの指導など）、文化芸術活動（ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室）、教養向上のための活動（習字、茶道等）に対して支払う月謝などの費用や、学校などで必要な費用を業者などに支払った場合に学校などが必要と認めたもので、**500万円**まで非課税となります。



III、110万円の基礎控除（非課税枠）による生前贈与

- ◆ 贈与税の一般課税方式とは生前贈与したとき、**贈与税が課せられるのは「110万円」以上の贈与を行った場合**です。
- ◆ 贈与税は年間 **110万円までは非課税**です（現金、株式などの有価証券、不動産など贈与する財産の種類は問われません）。これを**基礎控除**といいます。
毎年110万円の現金を子供に生前贈与していけば10年間で1100万円が非課税となります。
- ◆ 基礎控除には、**贈与者（あげる人）、受贈者（もらう人）の制限はありません**。ある人が友人に生前贈与してもOK、またはある人が友人の子供に生前贈与してもOKです。
- ◆ 基礎控除の**「大きな落とし穴」**。基礎控除ギリギリの110万円の生前贈与を毎年繰り返していると**税務署によっては税金逃れとみなされることもあります。そして、後日追徴課税を課せられることもあるのでご注意ください。**
- ◆ 上記の対策としては贈与額を少し減らす、または贈与額を110万円以上にして少し贈与税を納める。

***** 指一本 スマホとオレをつかう妻 *****シルバー川柳より

解らないことがありましたら麻田まで気兼ねなくお電話ください。